

個人情報保護委員会の国際的な取組について

個人情報保護委員会

目次

1. 日EU間の個人データの越境移転に向けた取組

- ① 総括
- ② 各EU加盟国から第三国への個人データの移転
- ③ 日本から外国の第三者への個人データの移転
- ④ 日本・EU間における個人データの越境スキーム
- ⑤ 個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組
- ⑥ EU一般データ保護規則について
- ⑦ オーストラリアが十分性決定を受けられなかった理由
- ⑧ 十分性認定のプロセス

2. 米国及びAPECとの円滑な個人データ流通に向けた取組

- ① APEC CBPR システム
- ② 個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組（対米国）

総 括

- 経済社会活動のグローバル化を踏まえ、我が国と諸外国との相互の円滑なデータ移転を図ることが重要。
- 日EU間のデータ移転については、改正個人情報保護法（独立機関である個人情報保護委員会の設置など）を前提として相互のデータ流通が可能となる枠組みを想定。
- 一方、EUにおいては、本年採択されたEU一般データ保護規則（GDPR）が2018年5月に適用されることから、その運用に向けた動きも注視していく必要。
- 個人情報保護委員会において、発足以来、EUと継続的に対話を行ってきており、引き続き、米国及びAPEC等との連携も視野に置きつつ、上記の点を踏まえた議論を推進。

各EU加盟国から第三国への個人データの移転

➤ 欧州から第三国への個人データの移転については、EUデータ保護指令の規定により、原則として次のいずれか手続が必要。

- ① 十分な保護措置を講じている国として認定を受ける（いわゆる「充分性認定」）（注1）。
- ② 多国籍企業内でのデータ流通を認める拘束的企業準則（BCR）を申請し、監督機関の許可を得る。
- ③ 標準契約条項（SCC）を締結する。
- ④ 本人の同意を得る。

（注1） 充分性認定された11の国と地域は以下のとおり。なお、カッコ書きは充分性認定時期を示す。

スイス（2000年7月）、カナダ（民間部門のみ。2001年12月）、アルゼンチン（2003年6月）、ガーンジー島（2003年11月）、マン島（2004年4月）、ジャージー島（2008年5月）、フェロー諸島（2010年3月）、アンドラ（2010年10月）、イスラエル（2011年1月）、ウルグアイ（2012年8月）、ニュージーランド（2012年12月）。

なお、イスラエル、ウルグアイ及びニュージーランドは申請から取得まで3年以上かかった模様。

（注2） 日本は充分性認定を受けていないため、各EU加盟国から日本へ個人データを移転する際には、上記②又は③が必要となる。日本は②を行っている企業はまだないが、③は存在。

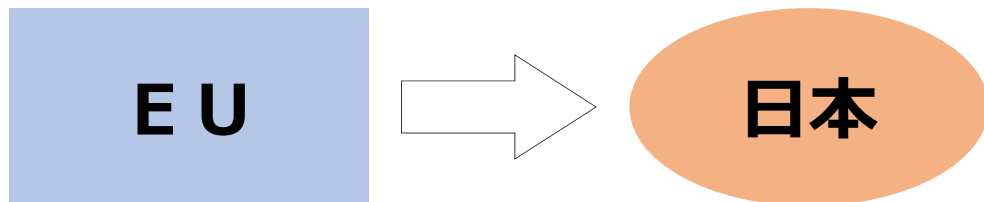
➤ 2016年4月14日に欧州議会において、EUレベルで適用されるデータ保護の統一ルールとして、EUデータ保護指令に代わって、EU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：GDPR）が採択され、2018年5月25日より適用される予定。各加盟国内で実施のための国内措置が必要となる「指令」から、加盟国に直接適用される「規則」に格上げされたことにより、EU域内のデータ保護ルールの一元化が図られることになる。

○改正個人情報保護法第24条の内容

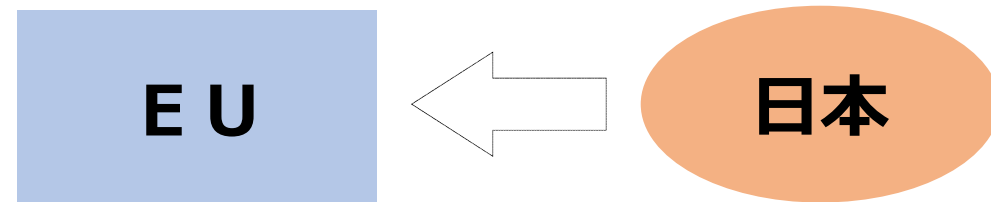
- 以下のいずれかによって、国内と同様に外国の第三者への個人データの提供が可能
 - ①外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国に所在する場合
 - ②外国にある第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合
 - ③外国にある第三者へ提供することについて本人の同意がある場合

日本・EU間における個人データの越境スキーム

一般データ保護規則



個人情報保護法



➤ 十分性決定

十分な保護水準に関して欧州委員会が国や地域を評価し決定するもの。

➤ 拘束的企業準則

企業グループ内の内部行動規範でEUの監督機関が承認するもの。

➤ 標準データ保護条項

欧州委員会が採択するもの。

➤ 本人同意

十分性の決定等がないことによるリスクについての情報が提供された後、明示的に同意。

➤ 国指定

外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国に所在する場合。

➤ 体制整備

外国にある第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合。

➤ 本人同意

外国にある第三者へ提供することについて本人の同意がある場合。

個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組

○個人情報保護委員会の取組

- 個人データの円滑な移転を確保するため、個人情報保護委員会としての方針を決定した。

「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」

(平成28年7月29日個人情報保護委員会決定) (抄)

個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を図るため諸外国との協調を進めることとし、当面、これまでに一定の対話を行ってきた米国、EU（英国のEU離脱の影響についてその動向を注視。）については、相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に定期会合を立ち上げる方向で調整する。

- この取組方針を踏まえ、以下のとおり、EUとは対話を重ねており、改正法のガイドラインを含めた個人情報保護法制について詳細な説明などを行っている。

○平成28年4月22日 欧州委員会司法総局との協力対話

事務局職員が来日中の欧州委員会司法総局データ保護課長と意見交換を行い、データ保護課長から、当委員会の設置を歓迎し、当委員会の果たす役割に期待する旨の表明があった。

また、日・EUがそれぞれの個人データの保護制度についての理解を更に深め、より一層の協力を進めていくことで一致した。

○平成28年9月28日 欧州委員会司法総局との協力対話

事務局職員が欧州委員会を訪問し、同委員会司法総局と協力対話を行い、こうした意見交換の中で、事務局職員並びに欧州委員会司法総局職員の双方が、今後も日EU間で個人データの保護を図りながら越境移転を促進することが重要であることを強調し、その目標に向かって、日EU間で協力対話を続けていくことで同意した。

○平成28年10月20日 欧州委員会司法総局との協力対話

事務局職員が、欧州委員会司法総局国際データ流通・保護課長と意見交換を行い、相互の円滑な個人データの流通について、民間企業も含めた取組を検討していくことで一致した。

EU一般データ保護規則について

○EU一般データ保護規則の規制内容の例

項目	EU一般データ保護規則における規制
個人情報の取扱い	取得時を含めて、基本的に「 本人の同意 」が必要
同意の撤回	いつでも可能
削除（消去）請求権	「必要がなくなった場合」（17条1項）など 広汎 に認められる
プロファイリング規制	<ul style="list-style-type: none">同意以外の一定事由を根拠とするプロファイリングに対して異議を述べる権利あり個人情報の自動処理に基づく意思決定に服さない権利あり
Data protection officerの設置	一定の要件を満たす事業者に、 独立性が保障されたdata protection officerの設置 を義務付け
記録の整備	<u>取扱いの目的、本人及び個人情報の類型、提供先の類型等</u> についての 記録を保持 しなければならない
事故報告	72時間以内 にデータ監督当局に報告しなければならない

○29条作業部会 (注) による指摘事項 (注) EU加盟国のデータ保護機関で構成。

- ① 小規模事業者 (small business) に法が適用されるか否かが不明確 (適用される場合とされない場合の双方有)、従業員情報が法の適用対象外
- ② 他の法を根拠とする利用・開示を**一般的に**許容
- ③ 適法に公表された情報が (取得規定以外の) 法の適用対象外
- ④ 利用目的・事業者情報等の本人への通知について、情報取得時までに実施することを原則としつつ、情報の**取得後可及的速やかな**実施を許容
- ⑤ 情報の一次利用については**通知のみで足り、本人同意不要**
- ⑥ センシティブ情報について**取得のみ規制** (利用は通常の情報と同様の規制)
- ⑦ コミッショナーによる調査対象がオーストラリア国民・永住者限定 (EU市民による権利行使が妨げられている)
- ⑧ 「受領者によってオーストラリア法に反する情報の取扱いがなされないことを確保するための合理的手段を講じること」を越境移転制限の例外としながら、法の域外適用対象から非オーストラリア人が除外

○当時の経緯が伺える記述

- 十分性に関するEU-オーストラリア間の交渉も踏まえ、2000年にプライバシー法が改正され、これにより法の適用対象が民間部門に拡大されることとなった
(国際プライバシー専門家協会 (IAPP) のニュースレター・Jan Dhont氏及びEmily Hay氏執筆)
- 2000年プライバシー改正 (民間部門) 法の原動力のひとつは、プライバシー法がEU指令のために十分とみなされるようにすることで、欧州諸国との取引を促進することにあった
(オーストラリア法制度改革委員会の報告書)

○十分性認定のプロセス

① 欧州委員会の提案



② 29条作業部会 (注1) の意見

(注1) EU加盟国のデータ保護機関で構成。



③ 31条専門委員会 (注2) の承認

(注2) EU加盟国の代表者で構成。



④ 欧州委員会委員の合議体による十分性決定の採択

○ APEC CBPRシステムの推進

- CBPRシステムは、APEC参加国・地域において、事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する仕組みであり、事業者の個人情報保護の水準を国際的に判断するための有効な仕組みである。
- 改正個人情報保護法においては、外国にある第三者への個人データの提供が認められる例として、CBPRの認証を得ていることをガイドライン案で示している。
- 平成28年1月には、APEC CBPRシステムの認証団体（アカウントビリティーエージェント）として我が国で初めて一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定されており、日本はCBPRシステムのAPEC地域での普及・推進に取り組んでいるところである。

○米国との対話

●平成28年8月8日 在日米国大使館公使との面談

事務局長が在日米国大使館の商務担当公使及び経済・科学担当公使と意見交換を行い、日米二国間での密接な対話と連携を行っていくことについて認識を共有するとともに、より一層の協力を進めていくことで一致した。

●平成28年9月5日 米商務省幹部との面談

事務局長が来日中の米商務省次官補代理と意見交換を行い、当委員会と商務省が定期的な会合を続けていくこと及び緊密に連携することの重要性について認識を共有するとともに、APEC越境プライバシールール（CBPR）システムへの参加を促進することにより、その活性化に向けて協力していくことで一致した。

●平成28年10月19日 米商務省幹部との面談

事務局長が来日中の米商務省次官補代理と意見交換を行い、個人情報保護委員会と米国商務省は、定期的に会合を行い、自国のステークホルダーと共に、CBPRに関する周知活動及び、APEC加盟エコノミーに対する参加促進を行うことで一致した。